

小田原市上下水道事業運営審議会 会議録

会議名	令和８年度第１回小田原市上下水道事業運営審議会	
日時	令和８年５月２７日（水） 午前１０時００分～午前１１時００分	
場所	小田原市上下水道局第２・３会議室	
次第	１ 開会 ２ 報告事項 （１）小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について ３ 閉会	
資料	資料１ 小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について 参考資料 1-1 小田原市下水道施設包括的維持管理業務実施方針（案）	
出席者	審議会	長岡会長、根上副会長、堀内委員、内田委員、鈴木委員、大津委員、早瀬委員、齋藤委員、森委員、川崎委員、志村委員、飯塚委員
	事務局 （市）	（水道局）西浦局長、金田水道技術担当局長、淵上副局長、 （経営総務課）望月経営改善担当課長、稲畑総務係長、杉山主事 （下水道整備課）田邊課長、湯山副課長、初瀬川副課長、杉崎整備係長、 早坂整備係長、塩海維持係長、浜崎維持係長、栗山主査
傍聴者	０人	

会長	次第に沿って進める。審議会は原則公開である。傍聴者がいる場合には入室を許可する。 事務局、いかがか。
事務局	現時点では傍聴希望者はいない。 なお、審議会途中において傍聴希望者が訪れた際は、審議中の注意事項を説明のうえ、議事の進行に支障のない範囲で適宜、入場させることとする。
会長	それでは、2 報告事項の（１）小田原市下水道施設包括的維持管理業務の検討状況について、事務局から報告をお願いする。
事務局	資料１をご覧ください。 最初に、「１ 業務目的」だが、本市では、令和４年度から民間事業者の体制やノウハウを活用した下水道管路包括的維持管理業務を導入しており、「市民サービスの向上」、「業務の効率化」、「コスト縮減」、「緊急時における連携体制の強化」、「地域社会への貢献」、「職員の技術力の向上」の導入効果を得ている。 そこで、令和９年度以降（第２期）は、新たに下水道施設、下水道管理センター、早川・南町中継ポンプ場等を加えた維持管理に関する各種業務を複数年かつ包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上及び業務の効率化と緊急時における連携体制の強化を図ることを目的としている。 次に、「２ これまでの取組経過」だが、第２期の小田原市下水道施設包括的維持管理業務における実施方針等を検討するため、これまで、３回に亘る事業者説明会をはじめ、アンケート調査等を実施してきた。 本日は、第３回事業者説明会の概要を中心に説明するので、２ページをご覧ください。 第３回事業者説明会及び現場見学会については、令和８年４月１５日、１６日の両日に開催したところ事業者説明会には１９事業者、そのうち現場見学会には１１事業者にご参加していただいた。 当日の状況は、下段の写真にお示ししている。また、説明会後には、個別対話を含めたアンケート調査を実施したところ、市内１２、市外９の２１事業者から回答を頂き、回答率は９５％となる。 ３ページをご覧ください。 アンケート項目の１. 業務内容（共通事項）、２. 業務内容（管路）、３. 業務内容（施設）、４. 応募資格については、約８割以上の事業者から「妥当」との回答を得られた。 次に、５. 事業への参画意向については、「参画したい」、「再委託等で参画

したい」が半数以上となり、「未定」の８者については、引続き、事業参画への検討中であることを確認している。

最後に、6. 現場見学会については、参加した 11 事業者の半数からは、「参加意欲が高まった」との回答をいただいた。

これまでの事業者説明会や意見交換会、アンケート調査、個別対話による意見聴取を踏まえ、公民連携の中で、実施方針（案）を作成してきたことが評価されたと認識している。

次に、「3 小田原市下水道施設包括的維持管理業務実施方針（案）」についてご説明するので、別紙「参考資料 1－1」の 1 ページをご覧ください。

1) 業務名は、「小田原市下水道施設包括的維持管理業務」となり、2) 業務の基本方針については、令和 4 年 6 月に改定した「おだわら下水道ビジョン」、令和 8 年 3 月に策定した「第 7 次小田原市総合計画第 1 期実行計画」などとの整合を図り、3 つの方針を掲げている。

1 つ目に、下水道施設の効率的かつ効果的な維持管理を行い、持続可能で安全・安心な下水道サービスを提供する。2 つ目に、地域経済の好循環を図るため、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進する。3 つ目に、大規模地震等の災害発生時においても公民連携による応急体制を構築して、災害に強いまちの実現を目指すこととしている。

3) 業務の目的は、「本市が所有する下水道施設（管路、下水道管理センター、中継ポンプ場等）の維持管理に関する各種業務等について、複数年かつ包括的に委託することにより、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図るとともに、緊急時における連携体制を強化し、下水道施設の安全・安心な維持管理を確保すること」としている。

4) 対象施設と数量は、表のとおり。
次に、2 ページをご覧ください。

5) 業務事務所については、引き続き、「市民等からの通報があった際は、対象場所に概ね 1 時間以内に到着して対応すること。」を条件として、「事業者自ら準備するものとし、その場所等については、事前に本市の承諾を得なければならない。」としている。

なお、第 2 期では下水道施設も対象とするため、下水道管理センター内に設置する場合は、履行期間に限り、無償で貸与する。」ものとする。

6) 履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日の 5 年間となり、7) 業務内容については、管路及び施設に係る共通事項で、各業務を統括する統括監理業務として、「業務全般の統括管理」、「維持管理情報の管理業務」、「業務計画書及び報告書作成」に分類している。

続いて、3 ページをご覧ください。イ) 管路に関しては、「計画的維持管理業務」、「住民対応等業務」に分類しており、4 ページの ウ) 施設に関しては、「保全管理業務」、「運転管理業務」、「調達管理業務」に分類し、

こちらが新たに加わる業務となる。

次に、5ページをご覧ください。

8) 発注方式については、下水道サービスの質を確保しつつ、受託者の創意工夫を生かした効率的かつ効果的な維持管理を行うため、複数年業務として発注する「包括的民間委託」方式としている。

続いて6ページをご覧ください。

第2章「事業者の募集及び選定に関する事項」について、「1. 実施形式」は、企画力、技術力、遂行能力等が最も優れた者を候補者として選定するため、「公募型プロポーザル方式」を採用することとしている。

次に、「2. 応募資格」の1) 応募者の構成については、①から⑤に示すとおりで、一部業務の再委託・下請けについては、本市の事前承諾を得たうえで認めるが、統括監理業務の再委託は認めないものとしている。

①応募者は、複数の企業で構成する共同企業体とし、共同企業体の運営形式と構成する企業数は任意としている。

②管路に関する業務を担う構成企業は、市内事業者とし、③施設に関する業務については、これまで市外事業者が受注している実績を踏まえ、業務内容の一部を再委託等する場合は、市内事業者を可能な限り活用しなければならないとしている。

2) 応募要件では、ア) 参加資格要件をはじめ、イ) 統括監理業務・ウ) 管路業務・エ) 施設業務に関する要件を記載している。

次に、9ページをご覧ください。

3) 事業スキーム例については、これまでの事業者説明会などのご意見を踏まえたイメージを図示している。

統括監理業務と施設業務については、市外企業でも参加可能としているが、破線部分の計画的維持管理業務と住民対応等業務を担う構成企業は、「市内事業者」としている。

次に、「3. 事業者の選定に関する事項」だが、1) 事業者選定委員会の設置については、学識経験者及び行政職員から構成する「小田原市下水道施設包括的維持管理業務事業者選定委員会」にて、応募者の提案の審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ここで、「資料1」の4ページにお戻りいただきたい。

決定までのスケジュール(案)だが、本日(5月27日)本運営審議会に報告した「実施方針」については、速やかに公表し、質問受付を開始する。7月28日に開催予定の「第1回事業者選定委員会」では、公募用資料の審議をしていただき、8月上旬にプロポーザル募集公告を予定している。10月上旬頃、応募資格書類の提出を締切り、11月下旬頃、提案書類の提出を締め切って、12月下旬頃に「第2回事業者選定委員会」を開催し、プレゼンテーション審査及び応募者への質疑を行い、優先交渉権者等を選定する予定である。その後、令和9年1月上旬頃、本審議会と建設経済常任

委員会に報告したのち、1月下旬頃に契約を締結する予定である。

以上で、説明を終わらせていただく。

会長

ただ今の報告について、質疑等はあるか。

委員

まず資料1の3ページ アンケート調査の回答一覧について教えていただきたい。5.事業への参画意向について④未定が38%。これが「①参画したい」の38%と同じであること。それから6.現場見学会について、①参加意欲が高まったが、55%で②変わらないが45%、ほぼ同じと思っているが、それぞれその原因を分析しているか。

事務局

5.事業への参画意向についての「④未定」が多いのではないかということだが、こちらの内容としては、確認したところ、まだ参加を全くしないということではなく、参加したいが、今検討中というようなことが多数を占めていた。

また、6.現場見学会についての、「②変わらない」という意見が半数あるが、変わらないというのは、もともと事業に参画したいという人が変わらないということなので、やめたいとかそういう意見ではなく、プラスの要素も変わらないということなので、ご理解いただければと思う。

委員

資料1-1に、事業者の選定については公募プロポーザル方式とあるので、入札ではないと理解しているが、談合はありえないか。

事務局

事業者の選定は、先ほどの説明のとおり、事業者選定委員会を設置し、そこで精査をしていただくので、談合はないと考えている。

委員

事業者が提示する施工費等の金額も参考にするのか。

事務局

金額については、募集要項の中で本市が総額を示し、各応募事業者がそれを踏まえて、それぞれ金額を示してくるので、本市として、それ以上事業者に接触することはない。

委員

市が示す予定価格の範囲内で各応募事業者が金額を出すわけだが、プロポーザル方式なので、金額よりも内容を審査する比重が大きい。

委員

2点質問する。まず参考資料1-1の8ページのオ)応募者の制限について、株式会社NJSの発注支援業務とは、いつからいつまでの期間でどのような業務をしているのか教えていただきたい。

また、公募は2期目ということだが、よくある例として、期が重なると既存の事業者しか応募しないということがよくある。既存の事業者以外の応募があれば良いと思うが、期待ができそうか。

事務局

1点目について、発注支援業務とは、まさにこの資料の実施方針の作成や、また今後予定している、要求水準書、募集要項等の様々な資料の作成について、本市で全てを担うのが難しいため、それらの支援を受けるものである。

2点目については、本市でも課題と考えており、今回も事業者説明会を3回開き、共同企業体の結成に向け、企業間で面識が持てるように名刺交換の機会を設ける等しており、複数事業者の応募を期待している。

委員

参考資料 1-1 の2ページの5) 業務事務所についてだが、下水道施設に伴う業務も今回から発生するために、今回の業務全般についても事務所として一括して下水道管理センターを事務所として貸しだす、というイメージで良いか。

事務局

ご理解のとおり、今回、下水道管理センターの管理も業務の一部となるが、業務全体の管理場所として、同センターを貸し出せることとした。

委員

場所と共に、光熱水費等についても市で提供されるということか。

事務局

提供することとなる。ただ、節電等は求めていく。

委員

参考資料 1-1 の3ページのイ) 管路 の業務内容に計画的点検業務・計画的調査業務にそれぞれ管口カメラ調査があるが、ご承知のとおり、埼玉県八潮市の事故以降、国では、点検頻度等の見直しを検討しているところである。今回の業務内容で5年間の数量が示されているが、どういう考えで決めているのか。

事務局

まず、計画的点検業務の管口カメラの法定点検だが、重要な管渠として、中継ポンプ場からの圧送管のはけ口下流から1キロメートルの点検が5年に1回となっており、それを踏まえて記載している。ただ、法改正の施行が本年9月頃以降に見込まれており、3年に1回ぐらいになると言われているが、そうなれば、それに合わせていく。また、八潮市の事故を受け、国からは口径2メートル以上の大きな管渠の点検が求められているが、本市の管理対象の汚水管渠には含まれていない。

計画的調査業務では、スクリーニング調査を行い、修繕すべき箇所を確認するための簡易カメラ調査として、55,500メートル分を行うこととして

いる。

委員

参考資料 1-1 の 4 ページの表 1-5 に記載のある数量は、5 年間のものだが、例えば、定期点検は年 14 回とある。こうした年や月で割り切れない数量については、どのように整理されているのか。また、植栽剪定業務は 5 年間で 2 回だけしか行わないのか。逆に年に 2 回くらい行うべき感覚である。

事務局

1 点目だが、年 14 回というのは、月間の点検が年 12 回、6 箇月ごとの点検が 2 回あるため、合計して年間で 14 回となる。14 回を 5 年間行くと 70 回となる計算である。

2 点目の植栽剪定業務については、こちらは、高所作業車が必要となるような高木の剪定のことであり、これを 5 年間に 2 回となる。低木については、日常の維持管理の中での剪定となる。

委員

事業者の説明会や公募についての開示は、インターネット上で行っているということではどうか。また、民間事業者による包括的業務委託の導入を図っている都市の割合は、全国でどのくらいか。

事務局

1 点目については、ご理解のとおり、本市のホームページでお知らせしている。

事務局

2 点目だが、全国では 22.5 パーセントと確認している。

委員

では、まだそれほど進んではいないということか。

事務局

そういうことになる。

委員

その数字は、管路や処理場、汚泥処理等全てを含めてのものか。

事務局

全て含めてのものである。

委員

それは自治体数の割合か。

事務局

団体数の割合である。

委員

資料 1 の 1 ページ 1. 業務目的の令和 4 年からの導入効果として 6 点挙げられているが、もう少し具体的に示せないか。

事務局

「市民サービスの向上」について、これまでは市が市民から要望等を受け、業者に依頼して、現場に行って、ということで時間がかかっていたが、現在は、業者が直接市民の電話等を受け、そのまま概ね1時間以内に現場で調査を開始するワンストップ化で対応時間が短縮され、市民サービスが向上したと考えている。

「業務の効率化」は、1番目とも重複するが、本市にとっても業務時間が短縮されている。また「地域社会への貢献」では、市内での下水道関係の各種イベントに出店するなどして啓発活動を行っている。

事務局

補足すると、まず「市民サービスの向上」だが、清掃業務は導入前、大体6日かかったものが、導入後は4日短縮されている。修繕業務も導入前は、現場での調査が完了し修繕方法を決定するまで平均で大体38日かかっていたが、導入後は18日短縮されている。

「業務の効率化」については、導入前、市の職員が限られた人数の中で対応していた数十件の修繕等の設計や契約手続及び、年間平均約160件程度あった市民等からの通報への対応を、包括業務の中で民間に委ねたことで業務負担が減少し、市職員は政策的な地震対策や長寿命化対策等の中の大きな規模の設計業務に注力できるようになっている。

「コスト縮減」だが、現在の包括では、従来予算の約1.1パーセント増で予算化したが、令和4年度から7年度までの決算ベースでは、コストの縮減率としては全体の中で約2.7パーセント縮減されている。この要因は、受注者と月別に会合を開く中で、決められた数量にこだわらず、業務の実際の要否を見極めていくことで、コスト縮減となったものである。

「緊急時における連携体制の強化」は、例えば、昨年12月26日に、本包括業務の点検業務の中で、栄町内の管路の破損及び道路の空洞化を発見し、緊急の対応が必要となったが、包括の導入により従来より工事着手が早まり、現在では既に路面復旧ができるまでになっている。

「地域社会への貢献」では、各種行事で「水中ドローン」の操作体験を催したり、また未普及地区の解消を目指す千代及び下曽我地区内の千代中学校で下水道出前授業を行った。さらに、資器材も市内調達するなど、地域社会に貢献している。

最後に「職員の技術力向上」だが、人孔蓋の取り換えの研修会や、先般の能登半島地震の災害復旧の講習会等、受注者が様々な技術研修会を、市職員を対象に開いている。令和4年度から7年度までの参加延べ人数は84人となっており、習得した専門知識は、設計業務等に反映されている。

委員

最後の「職員の技術力向上」は、包括的業務委託により、市の職員の技術力が低下するのでは、という懸念がよく指摘されるが、逆に技術力が上がっている、ということか。

事務局	そのように認識している。
委員	資料１の３ページのアンケート調査回答一覧で、１から４に「その他」とあるが、具体的にどのようなものか。例えば業務内容は理解したが、妥当とも不適当とも言えない、という意味か。あるいは、情報がなく、判断できない、ということなのかによって、変わってくると思うので確認したい。
事務局	事業者説明会の参加事業者の業種の内訳としては、管路系と施設系に分かれますので、例えば業務内容（管路）の質問には、施設系事業者には専門的で回答できない、といった意見があり、そういった事業者が「その他」を選択している。
委員	そうすると「その他」は「妥当かどうか判断できない」という意味であり、判断できる事業者は、妥当か不適当かを選択している、という意味では、１００パーセント妥当であった、という言い方もできるように思う。特に、２番目の業務内容（管路）では、２１事業者中回答は１９者だが、回答しなかった中に「その他」に分類されるべき分があるのではないか。 細かいところだが、判断できないのか、どちらとも言えないのか、分類があった方が良かったように思う。
委員	こういうアンケートでは「どちらとも言えない」という選択肢を設ける場合が多いように思うが、今後、こうしたアンケートを行うときは、検討してほしい。
委員	資料１の導入目的と効果を聞いたかったのだが、先ほどの回答で大分理解ができた。ただ、良いことだけ書いてあるように思う。１期目で問題点や改善すべき点があったとすれば、２期目で生かすべきと思うがどうか。 この業務には賛成だが、そうであるからこそ、良いことだけではないと思うので、お聞きしたい。 また、参考資料１－１の３ページに記載のあるカメラ点検や調査を街中で見ることがあるが、その点検作業や下水道工事が通行者等から批判的に捉えられているように思われ、下水道の大切さを理解していないと感じる。作業現場で、理解が促されるような工夫ができないか。例えば、調査の目的や作業内容を現場で示せるようにすれば批判が減らせると思うので、検討いただきたい。
事務局	本業務の問題点がないかという質問だが、資料１のアンケート調査の

4. 応募資格 で「②不適當」との回答があり、計画的維持管理業務等を担う業者が市内業者に限定されていることは、競争性の確保の観点から望ましくない、という意見であった。これについては、地域に精通した迅速かつ的確な対応の確保や地域経済の好循環を基本方針としているため、その点を説明し、一定の理解を得ているところである。

また、調査や工事の際は、通常説明看板を出しているところだが、より有効となるよう検討していきたい。

事務局

補足すると、まず、2期目に向けての課題だが、物価上昇等でコストがかなり上昇している傾向があるため、現状月1回の受注者とのモニタリングを行っているが、その回数を見直すことも課題の一つと捉えている。

また、調査目的等の情報発信の話はごもっともである。看板を立てるだけではなく、更なる情報発信ができるよう、有効的な手法を検討していきたい。

事務局

情報発信の話だが、導入効果の「緊急時における連携体制の強化」で、栄町一丁目地内の管路の破損が見つかり、緊急工事を速やかに実施できたとの話をした。

この場所は小田原駅直近で、通行止めになると大きな影響がある場所だが、工事に対する苦情は1件もなかった。市のホームページやインスタへの掲載、報道機関への周知、また、近隣の事業者、バス会社へ職員が説明に伺うなど、市が情報発信を積極的に行い、ご理解いただいた成果と考えている。こうした取り組みを引き続き行っていきたい。

委員

本業務を導入して、良いことばかりではなく、なにかマイナスの部分 wasn't なかったのか、という質問だったかと思うが、そういうことはない、ということではよろしいか。

また、情報発信の件は、そのとおりだと思う。決まった情報だけではなく、より有効な情報提供ができるよう、2期目で提案をもらっても良いと思う。

委員

今回のスキームは5年だが、もう少し長いスキームもあり得たと思うが、5年にした理由は何か。

事務局

今回のアンケート調査の結果や国のガイドラインを踏まえて、このようにした。

事務局

補足だが、最初に管路だけで5年間、次に施設で5年間、その次は10年間というようにしたいと考えている

委員	10年間実施する場合は、包括管理する受注者が市に対して何かしらの大きな設備投資を求めることになるのか。長くなる場合は、設備投資が伴うイメージがあるので、お聞きしたい。
事務局	長期契約については、「水の官民連携」という国の考えがある。 現在は維持管理（修繕・清掃・調査）のみだが、今後、管路の地震対策や長寿命化等、改築を含める「水の官民連携」になると業務の規模が大きくなる。国のガイドラインでは原則10年となっているが、新たな設備投資を求めるものではない。工事も含めると、10年くらいが妥当と考えている。
委員	計画的な改築業務が入ってくる、ということだと思う。
会長	質疑も尽きたと思うので、本日予定していた案件はすべて終了となる。 それでは、進行を司会へお返しする。 《事務連絡 今後の審議会についてなど》
事務局	以上で令和8年度第1回小田原市上下水道事業運営審議会を閉会する。